

資料 5 - 1 振動規制法の特設施設（振動規制法施行令別表第 1）

1	金属加工機械
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
2	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
3	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
5	織機（原動機を用いるものに限る。）
6	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びに
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
8	ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
9	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料 5 - 2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時～ 午後 7 時	午後 7 時～ 翌午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
第 2 種区域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。

資料5 - 3 特定施設に係る届出状況

(平成15年3月31日現在)

施設区分 市町名	特 定 施 設 数											届 事 出 業 工 場 場 数
	金 属 加 工 機 械	圧 縮 機	破 砕 機 等	織 機	コン クリ ート	ブ ロ ック マ シ ン 等	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	ゴ ム 成 練 樹 脂 機 又 は 用	合 成 樹 脂 用	射 出 成 型 機	
川 之 江 市	20	158	0	0	0	6	40	0	11	0	235	51
伊 予 三 島 市	16	215	7	0	0	9	21	0	3	0	271	50
土 居 町	13	29	13	35	3	1	7	0	38	0	139	18
新 居 浜 市	252	199	17	0	3	13	16	3	7	0	510	106
西 条 市	30	238	7	0	11	4	10	0	73	0	373	53
東 予 市	7	46	0	483	6	4	0	0	0	0	546	38
小 松 町	11	17	0	36	3	1	0	0	0	0	68	11
丹 原 町	14	7	0	0	0	0	0	0	0	6	27	6
今 治 市	88	142	1	4,192	4	7	33	0	6	5	4,478	256
重 信 町	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	16	3
伊 予 市	11	64	3	20	0	11	23	0	0	0	132	31
長 浜 町	15	6	1	0	4	17	1	0	0	0	44	27
八 幡 浜 市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宇 和 島 市	19	41	0	0	8	6	0	0	0	0	74	27
計	497	1,163	64	4,766	42	79	151	3	138	11	6,914	678

資料5 - 4 振動規制法の特定建設作業（振動規制法施行令別表第2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）、又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料 5 - 5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において75デシベル以下	
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
作業時間	1日 10時間以内	1日 14時間以内
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考1 第1号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第1種区域。
  - (2) 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
  - (3) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の80%レンジの上端の数値とする。

資料 5 - 6 特定建設作業に係る届出状況

(平成14年度)

作業区分 市町名	くい打機等 1 使用する 作業	網球を使用 2 して破壊す る作業	舗装板破碎 3 機を使用す る作業	ブレーカー 4 使用する 作業	計
	川 之 江 市	0	0	4	
伊 予 三 島 市	8	0	0	0	8
土 居 町	0	0	0	0	0
新 居 浜 市	2	0	0	3	5
西 条 市	3	0	0	2	5
東 予 市	4	0	0	0	4
小 松 町	0	0	0	0	0
丹 原 町	0	0	0	0	0
今 治 市	15	0	0	5	20
重 信 町	1	0	0	0	1
伊 予 市	0	0	0	0	0
長 浜 町	0	0	0	0	0
八 幡 浜 市	0	0	0	0	0
宇 和 島 市	2	0	0	2	4
計	35	0	4	12	51

資料 5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

備考 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料5 - 8 道路交通振動測定結果

(平成14年度)

道路名	測定地点	測定年月日	規制区域の区分	振動レベル (dB)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	西条市大町1038-4	平成14年12月10日～12月13日	1	38	36			
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田183-1	平成14年12月17日～12月20日	1	35	31			
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	平成14年12月24日～12月27日	1	42	31			
県道上分三島線	川之江市妻島町1342-1	平成14年11月12日～11月13日	1	34	26			
県道大野原川之江線	川之江市金生町山田井964	平成14年11月14日～11月15日	1	29	22			
県道川之江山田井線	川之江市川之江町2981-1	平成14年11月14日～11月15日	1	36	26			
市道中村山田井線	川之江市妻島町531-1	平成14年11月6日～11月7日	1	27	25			
国道11号バイパス	伊予三島市下柏町15-1	平成15年2月3日～2月4日	1	31	30			
県道上猿田三島線	伊予三島市中之庄町668-1	平成15年1月30日～1月31日	1	27	21			
国道196号	東予市北条734-1	平成14年11月15日～11月16日	1	37	32			
国道11号	周桑郡小松町大字新屋敷甲496番地	平成14年12月20日～12月21日	1	41	29			
県道大洲長浜線	喜多郡長浜町大字白滝甲278-2	平成14年9月11日～9月12日	1	37	31			
第1種区域：12地点	要請限度達成地点数(小計)					12	12	12
					要請限度達成率(%)			100.0

国道11号	川之江市川之江町981-1	平成14年11月14日～11月15日	2	32	32			
国道192号	川之江市妻島町1168	平成14年11月6日～11月7日	2	39	31			
国道11号バイパス	川之江市妻島町2033-1	平成14年11月12日～11月13日	2	27	22			
県道川之江大豊線	川之江市上分町693-33	平成14年11月12日～11月13日	2	28	23			
県道金生三島線	川之江市妻島町307-1	平成14年11月6日～11月7日	2	29	24			
国道11号	伊予三島市宮川1丁目1-55	平成15年2月13日～2月14日	2	44	37			
国道378号	喜多郡長浜町大字長浜甲1026-2地先	平成14年9月11日～9月12日	2	37	31			
第2種区域：7地点	要請限度達成地点数(小計)					7	7	7
					要請限度達成率(%)			100.0
					要請限度達成地点数			19
					全調査地点数			19
					道路交通振動の要請限度達成率(%)			100.0